

福岡県公報

令和元年11月1日
第 51 号

目次

告 示 (第391号 - 第394号)

- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録 (林業振興課) …………… 1
 - 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
 - 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
 - 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
- ### 公 告
- 第48回採石業務管理者試験の合格発表 (工業保安課) …………… 3
 - 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (税 務 課) …………… 4
 - 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (税 務 課) …………… 5
 - 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (税 務 課) …………… 6
 - 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (税 務 課) …………… 7
 - 落札者等の公示 (教育庁財務課) …………… 7

- 意見募集の結果の公示 (自然環境課) …………… 7
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧 (廃棄物対策課) …………… 8
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) …………… 8
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) …………… 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 9

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) …………… 9
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) …………… 10
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) …………… 10

告 示

福岡県告示第391号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

登 録 番 号	生 産 事 業 者		生 産 事 業 内 容	事 業 所	
	氏 名	住 所		名 称	所 在 地
福岡県 第516号	轟浩二	八女市矢部村北矢部 8165 - 1	種穂 (採取) 種穂 (精選) 苗木 (幼苗 の育成) 苗木 (幼苗 以外の苗木 の育成)	轟浩二	八女市矢部村北矢部 8165 - 1

福岡県告示第392号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市桑野字大崩4155の7

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大崩4155の7（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第393号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所
田川郡川崎町大字安真木字平ヶ迫7333、7376

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平ヶ迫7333・7376（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第394号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市黒川字迫2027の2、2041、2042

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字迫2027の2、2041・2042（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

第48回採石業務管理者試験（令和元年10月11日実施）の合格者を次のように発表する。

令和元年11月1日

福岡県知事 小 川 洋

合格者受験番号

1、3、8、10、13、14、16、18、19、20、21、22、23、27、30、31、35

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「自動車税・自動車取得税に係る事務処理要領について」（平成19年3月22日18税第7448号総務部長通達）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年11月1日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由

今回の通達改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続

条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

- 2 改正した日

令和元年9月30日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「自動車税にかかる災害による減免の取扱いについて」（昭和44年7月11日44税発第861号総務部長通達）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年11月1日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由

今回の通達改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

- 2 改正した日

令和元年9月30日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「生活交通路線を運行する一般乗合用バスに対する自動車税の減免について」（平成14年3月29日13税直二第99号総務部長通達）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の通達改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 改正した日

令和元年9月30日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「通学用又は乳幼児送迎用の自動車に係る自動車税の減免について」（昭和63年4月30日62税第886号総務部長通達）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の通達改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 改正した日

令和元年9月30日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づ

き、意見公募手続を実施しないで「県税条例第8条及び第49条第1項第3号の規程による自動車税の課税免除の取扱いについて」（昭和49年1月7日48税第1393号総務部長通達）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の通達改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 改正した日

令和元年9月30日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「公安委員会が指定した自動車教習所が所有する自動車に対する自動車税の減免について」（昭和45年10月19日45税第1320号総務部長通達）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の通達改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 改正した日

令和元年9月30日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「事故付自動車に係る自動車税の取扱いについて」（昭和63年12月24日63税第755号総務部長通達）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の通達改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 改正した日

令和元年9月30日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「社会福祉法人等が所有する自動車に係る自動車税の減免について」（平成24年3月28日23税第5684号総務部長通達）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の通達改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 改正した日

令和元年9月30日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「県の補助を受けて購入した一般乗合バスに係る自動車税（環境性能割）の取扱いについて」（令和元年9月30日1税第1525号総務部長通達）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の制定は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 制定した日

令和元年9月30日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「日本赤十字社がもつぱら救急または血液事業の用に供するために取得した自動車または軽自動車にかかる自動車取得税の減免について」（

昭和43年10月12日43税発第1290号総務部長通達)の廃止を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の廃止は、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第7号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 廃止した日

令和元年9月30日

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「公益法人等が所有する自動車に係る自動車税の減免について」(昭和55年4月14日55税第75号総務部長通達)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の通達改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 改正した日

令和元年9月30日

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「商品中古自動車に係る自動車税の減免について」(昭和63年5月24日63税第193号総務部長通達)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の通達改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 改正した日

令和元年9月30日

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「身体障害者等に対する自動車税及び自動車取得税の減免について」(昭和53年10月31日53税第910号総務部長通達)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の通達改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 改正した日

令和元年9月30日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「通学用のバスにかかる自動車税の税率の適用について」（昭和47年7月27日47税第678号総務部長通達）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の通達改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 改正した日

令和元年9月30日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

実習船「海友丸」定期検査受検及び修繕工事

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県立水産高等学校 共同運航事務室

(2) 所在地

福津市津屋崎四丁目46番14号

3 落札者を決定した日

令和元年10月8日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

長崎造船株式会社

(2) 住所

長崎県長崎市浪の平町4番2号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

115,280,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和元年8月27日

公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の改正案について、令和元年5月10日から令和元年6月10日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和元年10月9日に改正しました。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

環境部自然環境課野生生物係

電話：092-643-3367

メールアドレス：shizen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社クリーンセンターあさくら
朝倉市頓田50番地の1
取締役 原 伸次
- 2 施設の種類及び処理能力
木くずの破碎施設
木くず 一日当たり 200 t
- 3 設置場所
朝倉市堤字大岩172番4
- 4 指定地域
朝倉市堤及び柿原の各一部
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。
- 5 縦覧の場所
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県北筑後保健福祉環境事務所環境課
- 6 縦覧の期間
令和元年11月1日から同年12月1日まで

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称
筑紫野市東町土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成30年1月12日から令和元年12月25日まで
- 3 施行地区
筑紫野市二日市南四丁目の一部
- 4 事務所の所在地
筑紫野市紫七丁目7番5号
- 5 設立認可の年月日
平成29年12月25日
- 6 変更認可の年月日
令和元年10月23日

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分を受けた事業者
 - (1) 名称
大野 雄次郎
 - (2) 所在地

田川市寿町7番61号

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和元年10月23日

4 処分の理由

事業者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当するに至った。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市湯町三丁目241番1、241番16、241番22及び241番23

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市武蔵三丁目5番22号

林 茂樹

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

3級基準点測量

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区青山二丁目 地内	令和元年9月12日から 令和元年11月30日まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第246号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和元年11月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

令和元年12月20日（金） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

(1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4セ

- ンチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第247号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により告示する。

令和元年11月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
令和元年12月5日(木) 午後1時30分～午後4時30分	福岡県嘉麻市大隈町1228番地1 嘉穂生涯学習センター 夢サイトかほ 大研修室	嘉麻警察署
令和元年12月11日(水) 午後1時30分～午後4時30分	福岡市西区今宿西一丁目14番10号 西警察署 会議室	西警察署
令和元年12月19日(木) 午後1時30分～午後4時30分	福岡県うきは市吉井町343番地3 うきは警察署 会議室	うきは警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6

か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第248号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する。

令和元年11月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和2年1月9日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和2年1月9日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円(福岡県領収証紙)を納付すること

- 。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
 - (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
 - (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
 - (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
 - (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
 - (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。